主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中参百日を本刑に算入する。

理 由

被告人の上告趣意(上告趣意追加共)について。

所論第一点は、結局事実誤認の主張であり、同第二点は、量刑不当の主張であるから、いずれも刑訴四〇五条の上告理由とは認め難い。

弁護人一瀬房之助の上告趣意について。

論旨第一点は殺意の点に関する事実誤認の主張であり、同第二点の実質は単なる 訴訟法違反の主張と解されるし、また、同第三点は原判決そのものに対する法令違 反の主張ではないから、すべて刑訴四〇五条の適法な上告理由に当らない。

そして、記録を精査しても本件では同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、刑訴四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二六年一〇月四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	黨	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅